

令和8年度鳥類登録基準設定検討会（第2回）

議事録

1. 日 時 令和8年8月4日（火）13：30～16：00

2. 場 所 WEB 会議システムにより開催

3. 出席委員 座 長 白 石 寛 明

委 員 岩 田 久 人

水 島 秀 成

富 田 恭 範

與 語 靖 洋

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）鳥類の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（2）再評価に係る事前相談について

（3）その他

5. 議事概要

（1）鳥類の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

新規剤であるテトフルピロリメト並びに5-ニトログアイアコール、*o*-ニトロフェノール及び *p*-ニトロフェノールの3成分からなる剤について、基準値の設定が検討された。また、再評価対象であるグリホサートについて、基準値の改正が検討された。審議の経過及び委員からの主要な意見とそれに対する審議内容は以下のとおり。

○ テトフルピロリメト

- 各種物性、申請者から提出された毒性試験成績、鳥類予測ばく露量を確認し、基準値設定に利用可能と判断された。
- 作用機構欄の誤記を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、「農薬小委員会」とする。）に諮ることが了承された。

○ 5-ニトログアイアコール、*o*-ニトロフェノール及び *p*-ニトロフェノール

本剤の原体は、5-ニトログアイアコール、*o*-ニトロフェノール及び *p*-ニトロフェノールを有効成分（以下「3成分」という。）として含む一方、原体そのものを被験物質とした鳥類急性経口毒性試験は実施されておらず、各成分を個別に含む高純度のナトリウム塩を用いた試験成績が提出されていた。このため、これらの試験成績に基づく毒性評価の妥当性、有効成分以外の添加物及び不純物を含む原体全体としての毒性影響、登録基準値の設定方法及び予測ばく露量との比較評価方法について議論が行われた。

- 各成分を個別の試験成績に基づく毒性評価の妥当性について議論が行われた。3成分を同時に投与した急性毒性試験は実施されておらず、3成分間の急性毒性の相互作用の有無は確認されていないことが指摘された。また、実際に原体を用いた急性毒性試験を実施してはどうかとの意見が出された。これに対し、事務局から、各成分の鳥類急性経口毒性試験において一般状態や神経・運動機能に関連する所見が共通して認められたこと、3成分を含む製剤乾燥粉末（原体中の水を除いたもの）を用いた鳥類繁殖毒性試験において最高用量でも毒性影響が認められなかったこと、及び各成分の予測ばく露量が鳥類繁殖毒性試験における最高用量区の投与量を

大きく下回ることが説明された。これらを踏まえ、申請された使用条件における毒性影響上の懸念は小さいとの事務局の整理が了承された。

- 原体中に含まれる添加物及び不純物の毒性評価の妥当性について議論が行われた。事務局から、製剤乾燥粉末を用いた鳥類繁殖毒性試験が実施されており、最高用量区においても被験物質に起因する毒性影響は認められなかったことが説明された。また、当該試験に用いられた製剤乾燥粉末には、添加物及び不純物が原体の規格上限を上回る濃度で含まれているものの、申請された使用条件に基づくこれら添加物及び不純物の予測ばく露量は、最高用量区における投与量を大きく下回ることが説明された。加えて、不純物の一部については、既存文献における鳥類毒性情報から推定した毒性値と予測ばく露量を比較した結果、予測ばく露量は当該毒性値を大きく下回ることが説明された。以上から、添加物及び不純物について、申請された使用条件における毒性影響上の懸念は小さいとの整理が了承された。
- 登録基準値の設定方法及び予測ばく露量との比較評価方法について、3成分のうち最も小さい毒性値（LD_{50 Adj}）をもとに3成分の混合物として登録基準値を設定し、3成分の予測ばく露量を合算して当該登録基準値と比較する事務局の評価方針について議論が行われた。本剤の場合、構造的に類似している3成分について、含有量（％）に大きな差はないこと、さらに相乗作用もないと考えられる旨の意見が出された。基準値設定や予測ばく露量計算については、モル当量換算するべきか、単純合算で良いかについても議論され、毒性の高い成分と低い成分の含有割合を考慮する必要性も指摘された。一方で、各成分の毒性症状が類似していること、原体中の各成分の含有量を踏まえると適切な評価方針であるとの意見が出され、事務局の提示した評価方針が了承された。
- 上記方針を基に、最も毒性が強く且つ最も分子量が小さい *o*-ニトロフェノールの急性経口毒性試験の結果を元に、3成分の混合物としての基準値を設定することとされた。予測ばく露量について、モル当量換算しない3成分の合算値と当該基準値案を比較しており、今回の場合は安全側の評価になっているとの意見があった。
- その他、原体を被験物質とした試験成績に基づくこれまでの評価とは異なることから、今回のような事例はケースバイケースで評価すべきとの意見があった。
- 検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

○ グリホサート

- グリホサートの再評価については、令和5年度第4回及び令和6年度第1回の鳥類検討会において既に審議が行われ基準値案が了承されていたが、公表文献の再精査により、評価に利用可能な文献が追加で1件得られたため、当該鳥類急性経口毒性試験成績の信頼性及び当該試験成績報告書の追加に伴って修正された基準値案について追加審議が行われた。
- 追加された鳥類急性経口毒性試験（ウズラ）の試験成績報告書において、対照群の供試鳥への投与の有無や馴化期間中の死亡率、水及び餌の分析結果が不明であったこと及び吐き戻しの有無に関する記載がなかったことが現行ガイドラインからの逸脱として確認された。これらの逸脱について、試験実施の一般的な作業手順を踏まえ、対照群に対して空のカプセル投与が実施されたと考えられること、試験開始時における試験動物の健康状態は良好であったこと、供試鳥には品質の安定した市販飼料及び飲用に適した水が用いられたこと、及び被験物質投与に関連する行動又は臨床症状は観察されなかったこと等について、申請者から説明があったことを受け、いずれの逸脱も試験結果の信頼性に与える影響は軽微であるとの事務局の整理が了承され、基準値設定に

利用可能と判断された。

- 検討の結果、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

(2) 再評価に係る事前相談について

除草剤 1 剤について、農薬の再評価に必要な鳥類を用いた急性経口毒性試験に関する事前相談への対応案に関する検討が行われた。

- 供試動物の光周期条件が 12 時間明期／12 時間暗期であり、テストガイドラインが求める、供試動物が繁殖状態でないことが不明である点について、繁殖期に認められる行動の有無に関する観察結果や繁殖を誘起する光条件等を踏まえ、科学的な考察が示されれば、試験成績は評価可能となり得ることが了承された。
- 被験物質投与後の吐き戻しの有無が不明である点について、観察記録に係る原資料の有無や試験計画書等の情報を踏まえ、吐き戻しの有無に関する妥当な説明がなされれば試験成績は評価可能となり得ることが了承された。
- 試験開始時における投与液中の被験物質濃度の測定が未実施である点について、投与液の調製に関する記録並びに被験物質の水中加水分解性及び水中光分解性等に関するデータを踏まえ、被験物質の安定性に係る科学的な考察が示されれば、試験成績は評価可能となり得ることが了承された。
- 検討の結果、事務局が提示した案を回答することが了承された。

なお、上記の各検討は、いずれも提示された個別の試験成績及び関連データに即して個別に検討されたものであり、同種の逸脱について一律に試験成績を評価可能とする趣旨ではない。個々の事例の評価の可能性は、提出される考察及びデータの内容に応じて改めて検討されるものである。

(3) その他

○ 長期ばく露影響評価の導入に向けての検討事項等について

鳥類に係る長期ばく露影響評価の導入に際して、今後検討すべき事項として、長期ばく露影響評価を踏まえた評価書様式の修正、鳥類の被害防止に係る農薬の影響評価ガイダンスの改定等が事務局から示された。これに対し、委員からは、長期ばく露影響評価の導入により新たに要求される鳥類繁殖毒性試験について、国内における受託体制の整備状況について確認があり、事務局から、今年度より予算事業として国内の環境整備を進めている旨の説明がなされた。今後、本検討会において、必要な検討を進めることとされた。